

新監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年10月28日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	五十嵐 完二
同	串田 修平

# 監査結果の報告

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象部署

都市政策部 新潟駅周辺整備事務所  
土木部 東部地域土木事務所、西部地域土木事務所  
東区役所 建設課  
秋葉区役所 産業振興課、建設課  
西区役所 建設課  
監査実施工事の関係部署

### (2) 対象工事

都市政策部 新潟駅周辺整備事務所  
令和元年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事  
土木部 東部地域土木事務所、西部地域土木事務所  
令和2年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事  
東区役所、秋葉区役所、西区役所  
令和2年度に契約した当初設計金額250万円を超える工事

## 4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。  
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。

- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

## 5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

### (2) 実施日程

令和3年3月15日～令和3年10月28日

## 7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

#### ア 設計に関すること

- ・ 小型標識に関する仕様や規格・寸法、設置個所を示した図面がなかったもの

#### イ 積算に関すること

- ・ 契約保証に係る一般管理費の補正を誤っていたもの

#### ウ 施工に関すること

- ・ 河川法の変更許可を受けていなかったもの

エ 監理に関すること

- ・ 設計変更や工期変更等に関し、工事打合簿での協議を怠っていたもの
- ・ 週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの
- ・ 建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領の運用を誤っていたもの